

第 169 回奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 31 年 3 月 25 日(月) 午前 9 時～午前 10 時 29分

2. 場 所 奥出雲町役場 横田庁舎3階 大会議室

3. 出席委員 (34名)

1 番 原 田 勲	2 番 安 部 備 造	3 番 石 原 敬 士	4 番 高 橋 恵 子
5 番 勝 田 律 江	6 番 内 田 吉 彦	7 番 藤 原 功	8 番 松 原 武 雄
9 番 佐 伯 徳 明	10 番 若 槻 隆 季	11 番 濱 田 正 敏	12 番 山 内 博 文
13 番 宇 田 川 光 好	14 番 勝 部 定 次	15 番 藤 原 純 夫	16 番 森 山 富 夫
17 番 渡 部 光 義	18 番 藤 原 一 利	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫
21 番 若 槻 進	22 番 植 田 良 二	23 番 和 久 利 健	24 番 岩 田 康 男
25 番 藤 原 力 夫	26 番 石 原 隆 幸	27 番 立 石 覚	28 番 藤 原 修
29 番 金 倉 弘 美	31 番 大 坂 茂	32 番 福 本 成 美	34 番 嵐 谷 和 則
35 番 松 原 康 夫	36 番 岩 田 孝 史	37 番 若 槻 保	38 番 高 橋 政 伸
39 番 田 部 一 夫	40 番 中 林 孝	41 番 澤 井 浩 二	42 番 吉 田 貞 一
43 番 内 田 勝 幸			

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 吉 川 明 広

5. 欠席委員(2名)

30番 小池 誠 33番 安部 仁司

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報 告 1 農用地の形状変更に関する届出について

報 告 2 農地の合意解約に関する届出について

議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地利用集積計画の承認について(利用権の設定)

そ の 他

7. 議事

発信者	ここ
議長	第169回奥出雲町農業委員会総会を行います。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告を行います。全員出席でございますので本日の総会は成立いたします。次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、11番 濱田委員、12番 山内委員にお願いをいたします。 それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。 第1号議案から第4号議案まで、順次行います。
事務局	報告第1号、「農地の形状変更に関する届出について」を上程いたします。事務局は説明して下さい。 報告第1号、「農用地の形状変更に関する届け出について、下記の届出について受理したことにここに報告する」平成31年3月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□外1筆、地目、登記簿、現況ともに畑、面積■■■■㎡外で合計■■■■㎡、届出者氏名、○○○○、住所 □□□□番地、形状変更の理由、畑面が急勾配のため、土砂が流出し作業効率が悪いいため、形状変更(勾配修正)を図りたい。工事計画は、H31年5月31日までに完成。 以上です。
議長	報告事項ですので、質疑は行いません。 次、報告第2号「農地の合意解約に関する届け出について」を上程いたします。 事務局説明してください。
事務局	報告第2号、「農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する」平成31年3月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、□□□□番外5筆、地目は登記簿、現況ともに田、畑、面積■■■■㎡外で計■■■■㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所、□□□□番地、賃借人氏名 △△△△、住所、□□□□番地、解約届出日、解約成立日、土地引渡時期はいずれも平成31年3月25日、解約の理由、賃貸人の都合による。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次に、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを上程します。 事務局説明してください。
事務局	議案第1号、「農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。」平成31年3月25日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿、田、現況、山林、面積■■■■㎡。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 □□□□番地。非農地の事由 昭和40年代後半に減反政策に基づき、栗、梨の植林を実施。その後経年経過により山林化した。 申請地は▲▲地区●●自治会地内の農地です。現地調査につきましては、3月8日に▲▲地区の4名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、山林化しており、農地への復旧は困難と思われます。

事務局	以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。19番和久利委員
19番	場所でございますが、〇〇〇〇からの▲▲▲▲に向かって50メートルくらい行ったところでございます。事務局の説明の通り山林化しております。そこへ行くのも困難な状況です。近くから見て、これは無理じゃないかと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次、議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 28番 藤原委員
28番	28番藤原が説明させていただきます。 〇〇さんですが、▲▲自治会でございます。もともとは△△さんと契約しておられましたけど、△△さんが二年前に亡くなられて、■ ■さんと契約しておられました。この度□□さんが帰られたので、□□さんと契約されるという事でございます。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次、議案第2号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。 39番 田部委員
39番	39番田部が補足説明させていただきます。 まず場所でございますが、国道を□□駅から●●mくらい行きますと、△△集落でございます。一番奥のほうの田んぼでございます。それを今度〇〇さんをお願いするものでございます。簡単ではございますが、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足が終わりました。 第2号番号2について質疑に入ります 質疑議ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員

議長	よって議案第2号番号2について承認することに決しました。 次、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。 事務局説明してください。
事務局	議案第3号 「農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。」平成31年3月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿 田、現況、山林、面積■■■■■㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 □□□□番地、譲受人氏名 △△△、住所 □□□□番地、転用目的 植林、施設 植林、転用の理由 追認です。水利の便が悪く耕作できないため荒廃した。景観のため、桜の木を植林する。 除地については、平成11年12月に県の同意を得ています。顛末書が出ております。 この案件につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない。」に該当するものと考えます。 以上ご審議よろしくお願いいいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 25番藤原委員
25番	25番藤原が補足説明いたします。場所ですが■■■■自治会です。△△を●●から□□方面に行きますと途中に○○がございます。そのわきに▲▲さんの圃場がございます。 その奥まったところが今回の申請地でございます。■■さんは○○の方です。▲▲さんのお宅は□□の正面にありまして、○○○○です。申請地ですが、圃場整備されたときに水利の便が悪くて圃場整備がしづらいという事で荒廃地にされたようです。その後■■さんが環境整備という事で桜の木を植えたいという事で現在に至っているという事でございます。顛末書も出ております。よろしくお願いいいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次、議案第4号 農地利用集積計画の承認についてを上程いたします。 事務局説明してください。
事務局	議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」平成31年3月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに田 面積は■■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的

事務局	は田 期間は2年、10a 当たりの賃借料は玄米 22.9 kg 総額玄米30kgです。 番号2 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに田 面積は■■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 農事組合法人 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は1年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号3 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに田 面積 ■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号4 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに田 面積は■■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●● 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a当たりの賃借料は玄米60kgです。 番号5 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに田 面積は■■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は玄米60kgです。 番号6 農地の所在 □□□□番1外2筆 地目 登記簿現況ともに田 、面積は■■■■■㎡他合計■■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米60kgです。 番号7 農地の所在 □□□□番外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は■■■■■㎡他合計■■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米60kgです。 番号8 農地の所在 □□□□番外4筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は■■■■■㎡他合計■■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は4年11ヶ月 賃借料は総額20000円です。 番号9 農地の所在 □□□□1外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積■■■■■㎡他合計■■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号10 農地の所在 □□□□番外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 ■■■■㎡他合計■■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号11 農地の所在 □□□□番 外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 ■■■■㎡他合計■■■■■㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号12 農地の所在 □□□□番 外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 ■■■■㎡
-----	--

事務局	他合計■■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号13 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに田 面積 ■■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は4年11ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号14 農地の所在 □□□□番 外4筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は■■■■■㎡ 他合計■■■■■㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです 番号15 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに田 面積は■■■■■㎡ 内容は再設定です。 利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米60kgです。 番号16 農地の所在 □□□□番 外7筆 地目登記簿ともに田 面積■■■■■㎡他■■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年 10a 当たりの賃借料は玄米45kgです。 番号17 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに田 面積■■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は玄米75kgです。 番号18 農地の所在 □□□□番 外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は■■■■■㎡ 他合計■■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は14000円です。 番号19 農地の所在 □□□□番 外6筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は■■■■■㎡ 他合計■■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号20 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに田 面積 ■■■■■㎡です。内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は田 期間は4年 10a 当たりの賃借料は玄米50kgです。 番号21 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに田 面積は■■■■■㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米51kg 総額玄米120kgです。 番号22 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに田 面積■■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。
-----	--

事務局	利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米60kgです。 番号23 農地の所在 □□□□番 外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は■■■■■㎡ 他合計■■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米60kgです。 番号24 農地の所在 □□□□番 外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は■■■■■㎡ 他合計■■■■■㎡ 内容は再設定です。 利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番地の1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は総額玄米60kgです。 番号25 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに田 面積 ■■■■■㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は6000円です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議の程宜しくお願い致します。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。20番 八澤委員
20番	番号1について20番 八澤がご説明いたします。場所は□□□□になります。□□の町から●●●●のほうに向かって上がったところにあります。○○○○さんは手広くやっておられますが若干年をとってこられまして他の契約も1年などにしておられますが、ここは近くという事もありまして2年にしておられます。再設定でもありますしよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。 再設定です。質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。挙手全員。 よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 次、議案第4号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。 29番金倉委員
29番	番号2につきましては、○○○○の案件ではございますが、▲▲▲でございますので、代わって説明させていただきます。この農地につきましては□□□□の反対側にありまして●●集落内にございまして、二年くらい前までは△△△△さんが管理していた土地でございます。一昨年から■■■■■が作っておりますが、今年も再設定で去年も1年でしたし、今年も1年で。来年中山間直接支払いが終わるものを待って調整するという事でございます。よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号2について質疑に入ります。 再設定です。質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか

議長	(はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって議案第4号番号2について承認することに決しました。 次、議案第4号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。 31番大坂委員
31番	番号3について31番 大坂が補足説明させていただきます。〇〇〇〇さんは□□に住んでおられます。受け手の△△△△さんでございますが、■●自治会の方でございます。会社を退職されまして、現在は専業で農業に取り組んでいらっしゃいます。場所でございますが、■●地内の県道沿いに■●の集会所がございます。△△△△さんのご自宅はその集会所から100mのところがございますのでその続きが申請が出ております圃場があります。続き田でもありますし適正に管理されておりますので問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。 担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号3について承認することに決しました。 次、議案第4号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。 34番嵐谷委員
34番	この案件は34番嵐谷が補足説明させていただきます。場所は●●●●集落であります。〇〇さんの田んぼは、長年△△さんが作っておられますが〇〇さんのお宅からちょっと離れておりますが△△さんの近くでずっと作っておられますのでどうかよろしくをお願いいたします。〇〇さんですが若い方は■●に住んでおられまして、□□さんが去年まで一人頑張ってたんぼを管理しておられましたが昨年ちょっと病気をされまして他の案件でも相談を受けております。今後またよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号4について承認することに決しました。 次、議案第4号番号5について担当委員の補足説明をお願いいたします 36番 岩田委員
36番	番号5について36番岩田が補足説明させていただきます。 今回出ております。〇〇さんの田んぼですけれどもここから約2キロ■●方面に行ったところに□□と△△の間のところにある田んぼです。〇〇〇〇さんのほうも何年も作っておられますし再設定でございますのでよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号5について質疑に入ります。再設定です。質疑ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号5について承認することに決しました。 次、議案第4号番号6番号7について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 14番 勝部委員
14番	番号6と番号7について説明いたします。いずれも再設定でございます。〇〇〇〇さんと△△△△さんというのは□□でございます。一軒の内に地権者が二人いるという状況でございます。場所は■■■■集落のちょうど中ほどに位置する田んぼでございます。▲▲▲▲さん宅のそばにある田んぼです。適正に管理されているように確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号6番号7について同じ家の人で、受け手も同じですので、一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号6番号7について承認することに決しました。 次、議案第4号番号8から番号15について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 38番 高橋委員
38番	番号8から番号15まで38番高橋が補足説明させていただきます。 まず番号8ですが、□□から●●を■■■方向に進むと▲▲になります。そこを上がったところでございます。〇〇〇〇さんですが■■■■の手前の踏切の右手の一番下の家です。△△△△さんは、●●●●を渡って左の二軒目でございます。以前から△△さんの田んぼを作っておられまして、年齢は高いですけども、牛も飼ってバリバリやっておられます。再設定ですしよろしくをお願いいたします。9番から14番ですが□□□□から■■■■駅までのところに右手にございます。 〇〇〇〇さんは施設に入っておられるという事で農業ができないという事で△△さんをお願いをするという事でございます。△△さんのほうは林業関係のお仕事をしていらっしゃるようでございます。前回から農業もやっておられます。適正に管理していらっしゃいます。□□□□さんにつきましても同じく現在松江のほうにいらっしゃいまして、こちらにご自宅はございますが、住んでいないという事でございます。時々帰ってこられるようです。これも同じく△△さんをお願いするという事でございます。それから11番、●●●●さんの圃場、12番につきましては▲▲▲▲さんでございますが、この方も□□のほうに出ていらっしゃいまして、こちらになかなか帰れないという事でございまして引き続き△△さんをお願いをするものでございます。それから13番、■■■■さんですが、現在□□のほうに□□さん夫婦がいらっしゃいまして、そちらにお住まいでございまして、〇〇さんをお願いされるものでございます。14番につきましては、△△△△さんが作っておられます。 次の15番につきましては〇〇〇〇さんにつきましては、高齢でございましてご自宅にはおられますけれどもなかなか百姓ができないという事で、同じく△△△△さんをお願いをするという事でございます。中には機械が不十分な方もいらっしゃいますが、集落内で持っている人が協力してやっていくという風に伺っております。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか

議長	(はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号8について承認することに決しました。 次、議案第4号番号9から番号12まで受け手が中湯登さんでございますので一括質疑に入りたいと思います。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号9から番号12まで一括承認することに決しました。 次、議案第4号番号13について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号13について承認することに決しました。 次、議案第4号番号14番号15について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号14番号15について一括承認することに決しました。 次、議案第4号番号16番号17番号18について担当委員の補足説明をお願いいたします。 39番 田部委員
39番	39番田部が補足説明させていただきます。□□□□から■ ■方面へ行くと□□があります。その前にこの田んぼがあります。○○○○さんが何年も作っておられます。再設定ですし○○○さんは認定農業者ですし、何ら問題はないと思っております。よろしく願いいたします。続いて17番ですが、□□□□がございしますが、そこから■ ■方面へ□□800mくらい行きますと、■ ■集落になります。一番奥のほうの右手のほうの上に田んぼがあります。これも再設定でございます。これも△△△△が作っておられます。何ら問題ないと思います。ご審議お願いいたします。それから18番、■ ■■ ■にある二つの田んぼでございします。再設定でございます。さっきの田んぼより50メートル手前です。何ら問題はないと思います。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号16について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員。よって議案第4号番号16について承認することに決しました。 次、議案第4号番号17、番号18について、△△△△の案件でございますので一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号17、番号18について一括承認することに決しました。 次、議案第4号番号19について担当委員の補足説明をお願いいたします。 40番 中林委員
40番	40番中林です。4号議案の19番について補足説明いたします。〇〇〇〇さんは■■自治会の方でございます。場所でございますが、□□□□から▲▲▲▲方面に向かって400mから500m行きますとこの田んぼが連なっております。今までも△△△△さんにお世話になっておられましたし、再設定ですので問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号19について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号19について承認することに決しました。 次、飛びますが、議案第4号番号22番号23番号24について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。43番内田委員
43番	43番、内田が補足説明させていただきます。番号22、23、24はいずれも□□□□自治会です。22番は再設定でございます。〇〇〇〇さんというのは本家の方が亡くなられてこの方が相続人となっております。前回と同じように△△△△さんが耕作されるという事でございます。23番につきましても再設定でございまして、これも△△△△さんが耕作されるという事です。以前から、きちんと管理されておりますので、問題ないと思います。それから24番も再設定でございます。□□□□さんは●●●●が亡くなられて今度は□□□□さんが耕作されるという事です。これもきちんと管理されております。問題はなかろうかと思っております。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号22、番号23について一括質疑に入ります。再設定です 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号22番号23について一括承認することに決しました。 次、議案第4号番号24について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声)

議長	承認することに異議ございませんか
13番	はい。いいですか
議長	はい。どうぞ
13番	下限面積のことはどうなっていますか。
事務局	基盤強化法に関しましては下限面積の設定はございません。農地法のみが下限面積がかかってきます。
議長	いいでしょうか
13番	あげだったかいね
議長	それとあの、□□□□さんが、前は作っておられましたが、□□さんの耕作面積がたくさんあると思いますけれども。
事務局	今手元に資料がございませんので、確認させていただきます。
議長	はい。よろしくお願いいたします。
	議案第4号番号24について承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号24について
	次、議案第4号番号20番号21番号25について担当委員の補足説明をお願いいたします。 15番 藤原委員
15番	15番 藤原がご説明させていただきます。番号20、番号21について田の場所が同じです。■ ■ から□ □そして● ●に入りまして、まっすぐ行けば△ △、右に行けば▲ ▲というちょっと大きな三叉路があります。■ ■ ■ ■ 常会になります。すべてこの常会の中に田んぼがあります。20番の○ ○ ○ ○さんの、□ □ □ □さんは非常にたくさんの請負耕作をなさっておりましたが昨年の7月に亡くなられました。○ ○ ○ ○さんはいまいち体調が優れませんで、同じ常会である△ △ △ △さんと契約をなさるものでございます。△ △ △ △さんは近年会社勤めをやめられまして、経営規模拡大につとめられております。次、21番ですけれども■ ■ ■ ■ 常会にある水田です。▲ ▲ ▲ ▲さん、△ △ △ △を営んでいらっしゃいましたが、高齢ということもありまして、昨年△ △ △ △をやめられました。ずっと昔から先ほどの□ □ □ □さんに作ってもらっていらっしゃいましたが、亡くなられましたので同じ□ □ □ □の▲ ▲ ▲ ▲さんと契約をなさるものでございます。▲ ▲ ▲ ▲さんは水稻に和牛に頑張っておられます。次、25番ですが■ ■ ■ ■ 自治会の上のほうにある田んぼでございます。この度3回目の契約更新でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号20、番号21について一括質疑に入ります。いずれも新規です。 質疑ありませんか (はいの声) 承認することに異議ありませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号20番号21について一括承認することに決しました。

事務局	次、議案第4号番号25について質疑に入ります。再設定です。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第4号番号25について承認することに決しました。 上程いたしました議題は終わりました。ありがとうございました。 その他について事務局からお願いいたします。
5番	先般、女性農業委員さん推進委員さんの研修会がございました。感想をお願いいたします。
4番	2月27日に県の女性農業委員、最適化推進委員の研修 がございまして出席させていただきました。講師は益田の京村牧場さんの奥様のほうでして、直接お話しはしたことなかったですが、西の方ではセリ名簿を見ますとかなりたくさんの方の頭数を出しておられます。 自分で立ち上げて、子供たちのために自然を生かしているいろんな体験をさせるという事に只々感銘を受けました。
議長	この京村さんは地域振興よりも子育てを重視させるというお話でございまして。里親制度で他県から子供たちを受け入れて子育てをしたという話を聞きました。今、少子高齢化と言われ、鳥上地区も子供の数が減っております。農業振興が重視されておりますが、子育ても重視するという考えはたくさんの方の共感を得てのことだなあという感想を持ちました。分科会ではまだ経験の浅い方々でした。意見の中で、“女性農業委員としての活動、行動ができない“ という事がありました。私たちの町村も一緒だなーという感想を持ちました。
事務局	ありがとうございました。私も同席させていただきましたが、大変いい会だったなーと思いました。京村さんの話の中で残ったのが、今IターンUターンと叫ばれておりますが、女性が嫁に来るという事は全部Iターンだよと。そういう話をされました。農業の働き手が不足しておりますけれどもお嫁さんを連れてくることは、農業にとって大きなIターンだよと。というような話がございまして。感銘を受けました。いい研修会でした。ありがとうございました。
議長	今年度の機構集積協力金の交付状況はということでございまして、農業振興課から情報提供いただきまして、地域集積協力金交付事業のほうが865800円、受け手のほうが4つございました。三成地区、石原里田集落、横田地区の明田、馬木地区の第一大原、亀嵩地区の西湯野でございまして。出し手側に出る方ですが、経営転換協力金交付事業が28170円。耕作者集積協力金交付事業が188000円ございました。以上でございまして。それから人・農地プランですけれども、これについては現在国会のほうに提出されております農地中間管理事業5年後の見直し関連法案の中で地域の場に関して農業委員会の参加が明記されました。プランへの関与が位置づけられたところでございまして。これについて奥出雲町では人農地プランの検討会という事で年に一回開催しておりますが、農業委員会としては会長さんのみの出席となっております。来年度以降のこの人・農地プランの持ち方については、農業振興課、農振部会等でもお話をさせていただきながら決定をしたいと思います。皆様のご協力をお願いいたします。 利用意向調査についてですが、これについては今現在農地台帳システムからそのまま出ているだけでございまして。文言に関しましては各市町村で変えているようでございまして。今年の発送につきましては変えさせて頂いて少し柔らかい言い方にしようと思っております。以上報告のほうをさせていただきました。以上です。 それでは、すべての日程を終了いたしました。次回の農業委員会は4月23日(火)9時からでございまして。お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年 月 日

議 長 18番 ㊟

議事録署名委員 11番 ㊟

議事録署名委員 12番 ㊟
